

公益社団法人宮城県獣医師会の育児・介護休業に関する労使協定

公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」）と公益社団法人宮城県獣医師会の職員の過半数代表者（以下「代表者」）は公益社団法人宮城県獣医師会における育児・介護休業等に関し、次のとおり労使協定を締結する。

（育児休業の申出を拒むことができる職員）

第1条 会長は、次の職員から育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(1) 入会1年未満の職員

(2) 職員の配偶者で、育児休業の申出に係る子の親である者が次のいずれにも該当する職員

①職業に就いていない者（育児休業その他の休業により就業していない者及び1週間の就業日数が2日以下の者を含む。）であること

②心身の状況が申出に係る子の養育をすることができる者であること

③6週間（多胎妊娠の場合は、14週間）以内に出産する予定でないか、又は産後8週間以内でない者であること

④申出に係る子と同居している者であること

(3) 申出の日から1年以内（2の申出をする場合は、6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかでない職員

(4) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(5) 職員の配偶者以外の者で、育児休業の申出に係る子の親である者が2の①から④までのいずれにも該当する職員

（介護休業の申出を拒むことができる職員）

第2条 会長は、次の職員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(1) 入会1年未満の職員

(2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかでない職員

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

（子の看護休暇の申出を拒むことができる職員）

第3条 会長は、次の職員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(1) 入会6か月未満の職員

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

（職員への通知）

第4条 会長は、第1条から第3条までのいずれかの規定により職員の申出を拒むときは、その旨を職員に通知するものとする。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期限は、平成18年4月1日から平成19年度総会終了日までとする。ただし、有効期間の1か月前までに会、職員代表者いずれからも申出がないときは、更に次期役員改選時まで有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

年 月 日

公益社団法人宮城県獣医師会 会 長

公益社団法人宮城県獣医師会 職員過半数代表者 ○ ○ ○ ○